九　削除

十　（略）

十の二　人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ　警察犬その他これと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ　野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

（削る）

（削る）

（削る）

十一～十四　（略）

（削る）

十五　国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務を行うために必要な範囲内で植物（木竹を除く。）を損傷すること。

十六　魚介類（法第二十条第三項第十三号の環境大臣が指定するものを除く。）を捕獲し、又は殺傷すること。

（削る）

十七　削除

十八～二十六　（略）

二十七　国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務、犯罪の予防若しくは捜査その他の公共の秩序を維持するための業務又は交通の安全を確保するための業務を行うために車馬を使用すること。

九　国定公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第四項の規定により都道府県知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

十　（略）

十の二　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

十の三　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

十の四　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

十の五　人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ　警察犬その他これと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ　野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

十一～十四　（略）

十四の二　認定保護増殖事業等の実施のために木竹以外の植物を採取し、又は損傷すること。

十五　国、地方公共団体又は次に掲げる者が、特定外来生物である木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

イ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第十八条第二項の規定により主務大臣より認定を受けた者

ロ　特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものに限る。）に参加した者

十六　認定保護増殖事業等の実施のために木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

十六の二　認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十七　国、地方公共団体又は次に掲げる者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること（わなの設置を伴わない方法により行われるものに限る。）。

イ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第十八条第二項の規定により主務大臣より認定を受けた者

ロ　特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものに限る。）に参加した者

十八～二十六　（略）

二十七　国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の防止又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。